

## 令和元年度 第1回府中市環境審議会会議録（要旨）

令和元年7月18日（木）  
午前10時から正午まで  
北庁舎3階第1会議室

- 1 出席委員 荒金恵一委員、杉山敏委員、柳澤のりこ委員、堀江昭夫委員、富田進太郎委員、宮地賢委員、表伸一郎委員、小西信生委員、三浦眞二郎委員（副会長）、榎本弘行委員、金子弥生委員（会長）、河村幸子委員（会長）（12名）
- 2 欠席委員 吉武考三郎委員、石谷真喜子委員、岩上智之委員
- 3 事務局 古森生活環境部長、石川生活環境部次長、浦川環境政策課長、高橋環境政策課長補佐兼環境保全活動センター担当副主幹、河野環境改善係長、白木自然保護係長、環境改善係宮坂、環境改善係越智
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事 (1) 会議の公開について  
(2) 環境審議会の日程について  
(3) 第2次府中市環境基本計画について  
(4) 府中市地球温暖化対策地域推進計画について  
(5) 府中市生物多様性地域戦略について
- 6 資 料 資料1 府中市環境審議会規則  
資料2 府中市環境審議会委員名簿  
資料3 府中市環境審議会の傍聴について  
資料4 府中市環境審議会スケジュール（案）  
その他 第2次府中市環境基本計画  
府中市環境行動指針  
府中市地球温暖化対策地域推進計画（中間見直し）  
府中市生物多様性地域戦略  
府中の環境—平成29年度報告書—

## 【議事内容】

### 【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第1回府中市環境審議会を開催させていただきます。

皆様、本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、議題まで事務局が議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、お手元にお配りさせていただきました、資料の確認をさせていただきます。

#### (資料確認)

なお、本会議につきましては、資料1「府中市環境審議会規則」第5条第2項の規定により、定足数が過半数に達することで成立することとなっておりますが、本日の会議は出席委員数が過半数に達していることから、有効に成立することをご報告いたします。

それでは、お手元の次第に従いまして、会議を進めてまいります。

まず、次第の「2 市長あいさつ」でございます。審議会の開催にあたりまして、高野市長からごあいさつ申し上げます。

### 【市長】

(市長あいさつ)

### 【事務局】

高野市長、ありがとうございました。

続きまして、次第の「3 委員自己紹介」となります。委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

### 【事務局】

ありがとうございました。

それでは、私どもの職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

次に、次第の「4 委嘱状の伝達」でございますが、本来ならば、市長から、委員の皆様一人ひとりに、お渡しするところでございますが、時間の関係もございまして、

皆様の前に、委嘱状を置かせていただいております。これをもって、委嘱状の伝達に代えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて次第の「5 会長・副会長選出」でございますが、資料1「府中市環境審議会規則」第4条では、委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

**【委員】**

もし事務局のほうに案がありましたら、そちらを発表していただいでご提案していただければと思います。

**【事務局】**

ただいま、委員から会長、並びに、副会長について事務局での考えはとのご発言がございましたが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

(事務局一任の声)

**【事務局】**

ただいま、事務局一任とのお声がございましたが、事務局といたしましては、会長には、平成27年から環境審議会の委員として参加され、今回3期目となり、学識経験者から選出されております金子委員に、また、副会長には、三浦委員に、お引受けいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

**【事務局】**

それでは、金子委員に会長を、また、三浦委員に副会長を、お願いいたします。  
議題に入らせていただく前に、大変申し訳ありませんが、高野市長はこのあと他の公務がございましたので、ここで退席をさせていただきます。

(市長退席)

(退席後、会長、副会長座席移動)

改めまして、金子会長、三浦副会長、ごあいさつをお願いいたします。

**【会長】**

このような立派な会議で会長という大役を務め、頑張りますのでよろしくお願い申し上げます。

**【副会長】**

このような会議で緊張しておりますけれども、ご期待に添えられるように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

それでは、次第の「6 議題」に移ります。ここから先の進行につきましては、金子会長、よろしくお願いいたします。

**【会長】**

議題の（1）「会議の公開について」です。資料の3にあります府中市環境審議会の傍聴についてのとおり行うということでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、その通り行うこととします。

議題の（2）環境審議会の日程についてですが、第2回目は10月で3回目が12月となっているようです。

**【事務局】**

はい。

（1）環境審議会の日程について、説明させていただきます。今期の今年度の審議会につきましては、本日を含めまして計3回の開催を予定しており、第2回は10月、第3回は12月を予定しております。なお、各回の会議につきましては、原則2時間となっております。次回以降につきましては、午後6時から開始する予定としております。

ここで、次回、第2回の会議の日時について、決めさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

現段階で10月31日木曜日の午後6時からを考えておりますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

（日程調整）

それでは次回、第2回につきましては、10月31日木曜日の午後6時から開催とさせていただきます。場所につきましては、改めてお伝えします。12月の第3回についても、10月に調整いたします。

**【会長】**

次に、（3）第2次府中市環境基本計画について、事務局から説明してください。

## 【事務局】

はい。続きまして（3）第2次府中市環境基本計画について、説明させていただきます。少々、説明が長くなることをご了承ください。

府中市環境基本条例に基づき、平成15年度に策定いたしました府中市環境基本計画の計画期間が、平成25年度で終了したことに伴い、市民が健康で、安全、かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする、良好で快適な環境を確保し、将来の世代に継承していくため、平成23年5月から平成25年11月まで、府中市環境審議会でご審議をいただき、平成26年度から平成34年度までの9年間を計画期間とする、第2次府中市環境基本計画を平成26年1月に策定いたしました。

お配りしました第2次府中市環境基本計画の冊子の1ページをお開きください。同ページから5ページに、第1章「計画の基本的な考え方」について、掲載しております。ここでは、計画の策定の背景・趣旨、計画の位置付け、対象とする環境の範囲、並びに計画の期間を示しております。

4ページをご覧ください。計画の位置付けとしましては、第6次府中市総合計画に示された施策を環境面から具体化し支えていくとともに、良好な環境づくりに向けて基本的な考え方、目標、及び達成手段を明らかにするものでございます。

5ページをご覧ください。計画期間についてですが、同計画は平成34年度（令和4年度）までとなります。令和5年度以降の環境基本計画の策定に際しましては、総合計画との整合性を図るため、現在の第6次府中市総合計画が令和3年度までとなりして、第7次府中市総合計画は令和4年度開始ということに基づき、総合計画策定よりも1年ずらして策定することとしております。また、後ほど、ご説明いたします、地球温暖化対策地域推進計画を環境基本計画の中に盛り込み、1つの計画内でうたっていくことを環境審議会でご意見をいただいておりますので、今後はそのようなかたちで計画を策定していくことを考えております。

次に6ページから41ページに、第2章「府中市を取り巻く環境の現状」について、掲載しております。ここでは、6ページから府中市の概況、13ページからは自然環境に係る現状、20ページからは生活環境に係る現状、27ページからは都市・文化環境に係る現状、32ページからは低炭素型・循環型社会の構築に係る現状、及び38ページからは環境教育・学習・エコライフに係る現状を示しております。

次に42ページをご覧ください。第3章として、「府中市の環境課題」について掲載しております。課題といたしましては、5項目に分けており、自然環境に係る課題、生活環境に係る課題、都市・文化環境に係る課題、低炭素型・循環型社会の構築に係る課題、及び環境パートナーシップに係る課題について示しております。

45ページから47ページについては、第4章「計画の目標と施策体系」につきまして、掲載しております。ここでは、計画の目指すべき望ましい環境像、及びそれを条例の基本理念に基づいて達成するための、5つの基本方針を定めるとともに、施策の体系を示しております。

45ページにあります望ましい環境像といたしまして「府中市の望ましい環境像 人も自然もいきいきする環境都市・府中市」と定め、45ページの下段にございます望まし

い環境像の達成を目指して、基本方針を次の5つを定めております。

- 基本方針1 水と緑が豊かにあるまちを目指します
- 基本方針2 安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します
- 基本方針3 文化的で快適なまちを目指します
- 基本方針4 低炭素型・循環型のまちを目指します
- 基本本心5 環境パートナーシップの育つまちを目指します

としております。46ページ、47ページをご覧ください。同ページにおいては、先ほどこ説明しました望ましい環境像及び基本方針に基づいた施策の体系を表および図にして表したものとなります。基本方針ごとに個別目標を定め、またとりわけ行っていかなければならない重点プロジェクトについて記載してあります。

次に48ページから78ページにつきましては、第5章「環境施策と各主体の行動」について、掲載しております。ここでは、5つの基本方針ごとに、施策の考え方と施策の実現に向けた市の環境施策、市民の環境保全行動、及び事業者の環境保全行動を示しております。

少しページが飛びまして、79ページをご覧ください。79ページから88ページは、第6章「重点プロジェクト」について、掲載しております。ここでは、多種多様にわたる環境問題を解決していくために、必要とする横断的な取組について、重要性・緊急性が高く、府中市の環境の特性を生かしていくための軸となる施策として3つの重点プロジェクトを設定しております。

#### 重点プロジェクト1

府中市の歴史と景観を彩る「自然」とともに歩む環境づくりプロジェクト

#### 重点プロジェクト2

安全・安心な地球、そして、府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト

#### 重点プロジェクト3

一人ひとりがともに考え行動する、環境パートナーシップの強化プロジェクト

以上3点を設定し、市、市民、事業者のパートナーシップにより、強力な取組を展開していきます。また、85ページをご覧ください。各重点プロジェクトにおきましては、プロジェクトの推進にあたって参考となる指標を掲載しており、指標の進行管理を行うことにより各プロジェクトの進捗具合を把握していくこととなります。

続きまして、89ページをご覧ください。89ページから93ページは第7章「推進体制・進行管理」について、掲載しております。ここでは、第2次府中市環境基本計画の確実な推進には、市民、事業者及び行政のそれぞれが主体的に行動し、適切に連携しながら計画に取り組むことが必要であることから、各主体の役割と連携体制を持って、継続的に進行管理を行い、計画を推進することを示しております。

89ページにございます、推進体制の図をご覧ください。ページ下段⑤評価組織といたしまして、環境審議会が第2次府中市環境基本計画の評価組織となっております。

重点プロジェクトに掲げた施策のうち、市の取組につきましては、府中市環境マネジメントシステムにより進行管理を行い、市民・事業者の取組につきましては、各主体の連携組織である府中市環境保全活動センターを中心に進行管理を行ってまいります。

審議会におきまして、更に環境の現状や市の環境報告書などの調査結果を踏まえまして、環境基本計画の進捗状況などを全体的に把握し、市の環境施策に関しまして、総合的にご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

また、府中市環境行動指針をご覧ください。環境行動指針は、府中市環境基本条例第8条の規定に基づき策定するもので、環境基本計画の望ましい環境像の実現にあたり、市・市民・事業者の日常生活及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全行動を促進するための手引書となるものです。本指針は、第2次府中市環境基本計画に位置付けられている「重点プロジェクト」で示した各主体の取組内容について、特に市民・事業者の環境保全行動の促進に必要な情報を補完し、「行動マニュアル」として市民や事業者が興味を持ち、読みやすいように再編したものです。

以上で、第2次府中市環境基本計画についての説明を終わります。

#### 【会長】

事務局から、第2次府中市環境基本計画についての説明がありました。ご意見・質問がありましたら、お願いします。

#### 【委員】

これは、委員のみなさん、事務局へのお願いになりますが、先月の終わりにG20が開催され、その中のキーワードとして「ブルーオーシャンビジョン」といって海洋への廃プラスチックの問題、サーキュラーエコノミーの推進を国レベルで決めました。遅かれ早かれ政府から自治体に対応依頼がくると思うが、来た際に速やかに対応できるようにしてもらえるとありがたい。検討したものを環境審議会へあげていただく流れになると思いますので、今事務局から説明があったことを変えるということではなく、タイムリーな情報に移しこんで、どうしていくのがいいのか議論をしていくことになると思いますので、ご検討のほどよろしくお願い致します。

#### 【委員】

環境審議会に参加するのは初めてですので、わからないなりに質問させていただきます。府中市ほかの自治体と同じように今後人口が減って高齢化していくことで、市だけが中心となって取り組むことに無理が生じるのではないかと。市は協働を掲げているため、市民を巻き込んでいただきたい。環境に関するグループもあるようなのでコアになっていただき、市民からの提案もくみ上げていただきたい。

#### 【委員】

審議会のみなさんも、評価だけではなく、市民だと思しますので環境に関する団体にも参加して実践していただけるとありがたい。

#### 【会長】

それでは、第2次府中市環境基本計画についてよろしければ、次の議題に進みます。

(4) 府中市地球温暖化対策地域推進計画について、事務局から説明してください。

#### 【事務局】

はい。続きまして、(4) 府中市地球温暖化対策地域推進計画について、説明させていただきます。お配りしました「府中市地球温暖化対策地域推進計画（中間見直し）」をご覧ください。1枚めくって頂き、1ページをご覧ください。

先ほどご説明差しあげました「府中市環境基本計画」に基づき、環境に関する取組を推進してまいりましたが、より具体的に地球温暖化対策に取り組み、市民、事業者、及び行政が一体となって、将来にわたり持続的発展が可能な低炭素社会を構築するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）」として、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする、府中市地球温暖化対策地域推進計画を平成23年3月に策定いたしました。

当該計画につきましては、平成28年度、社会経済の変化やエネルギー構成の変化、地球温暖化対策に関連する国内外の動向を踏まえ、本審議会にご尽力いただき、中間見直しを行いました。

今、ご覧いただいている1ページ2ページでは、今ご説明いたしました内容や中間見直しの背景、中間見直しによる主な計画の変更点、計画の目的及び位置付け、計画の対象をしております。

1ページから、(1)の見直しの背景では、計画策定から5年が経過したことから、目標の到達状況や施策・事業の進捗状況を把握・検証するとともに、社会経済の変化、エネルギー構成の変化や地球温暖化対策に関連する国内外の動向を踏まえて見直しすることを記載しております。

(2)の主な変更点では、二酸化炭素排出量の状況や将来推計、目標値は、後段で触れますが、まず、見直す項目及び変更点を記載しております。

また下段で、日本の約束草案の概要を記載しております。

2ページに移りまして、(3)の目的・位置付けでは、本計画が、本市の地球温暖化対策を集約したものであり、第6次府中市総合計画や第2次府中市環境基本計画の下位計画であること、温対法における地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に該当すること、また、区域施策編の対となる実行計画（事務事業編）については、第4次府中市職員エコ・アクションプランを策定していることを記載しております。

(4)の計画対象では、次期環境基本計画と次期当該計画の一本化を図るため、計画終了年度を、第2次環境基本計画に合わせ、平成34年度とすることとしております。この考え方については、当審議会においても一本化にすることでご意見をいただいているところです。また、目標対象といたしまして、法の対象となる温室効果ガスは7種類ありますが、本市から排出される温室効果ガスの約95%を占める二酸化炭素を対象としていること、基準年度は日本の約束草案を基に設定していることを記載しております。

また、下段で、第2次環境基本計画の概要を記載しております。

3ページに移りまして、2 府中市の二酸化炭素排出量の状況として、本市の二酸化炭素排出量の状況を示しております。

一番上の図では、緑で二酸化炭素排出量の、赤でエネルギー消費量の推移を示しておりますが、緑の線のとおり、本市の平成25年度の二酸化炭素排出量が約1,145.1千トン-CO<sub>2</sub>であり、排出量算定を開始した平成2年度の約917.5千トン-CO<sub>2</sub>と比較し約25%の増加で、現状では目標の達成は難しい状況となっていること、また、近年、エネルギー使用量は赤の線のとおり減少傾向にありましたが、東日本大震災後のエネルギー構成の変化に伴い、中央の図のとおり、温室効果ガスの算定に用いる電気の排出係数が増加していることが二酸化炭素排出量の増加の要因であることを記載しております。

ページ下の方、後段では、家庭、業務、産業、運輸、廃棄物の5部門毎の二酸化炭素排出量の状況を記載しております。

4ページに移りまして、3 府中市の二酸化炭素排出量の将来推計として、今後、特に追加的な温暖化対策を行わなかった場合の、人口や建物の床面積の増加が見込まれることから、二酸化炭素排出量も増加が見込まれており、平成34年度（令和4年度）の二酸化炭素排出量は、1,187.5千トン-CO<sub>2</sub>と推計されることを記載しております。

5ページに移りまして、4 府中市が目指す将来像として「地球に優しい暮らし方・働き方をみんなで実践するまち」とし基本方針として3つ掲げております。

- ①府中市で暮らし働く「みんな」で地球温暖化対策に取り組みます
- ②再生可能エネルギーの導入及び省エネ機器等の普及に促進します
- ③環境保全活動センターを核とした温暖化対策先進地域を目指します

6ページに移りまして、5 府中市の二酸化炭素排出量の削減目標として、計画における削減目標を示しております。本計画における削減目標と、真水の説明など算定手法、また、削減目標は、二酸化炭素排出量その他、市民一人あたりの二酸化炭素排出量も算定することを記載してあります。

7ページに移りまして、6 施策の体系として、基本方針、重点分野、個別施策に係る施策の体系を示しております。

8ページ、9ページに移りまして、7 府中市の地球温暖化対策メニューとして、計画の目標達成に向けた79の施策を示しております。

新たな施策といたしまして、「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市の実現に向け、「④市の取組（1）市の特性を活かした先進的な取組」の中に、「スマートエネルギー都市の構築」を掲げております。なお、昨年度の審議会において「府中市におけるスマートエネルギー都市の実現に向けた施策の提案について」として、市長へ答申を行っております。答申の概要といたしましては、先ほどご説明しました府中市において、「低炭素」「快適性」「防災力」の3つを同時に備えたスマートエネルギーを目指すとしながら、東京都におけるスマートエネルギー都市実現にむけた3つの取組①省エネルギー対策・エネルギーマネジメントの推進、②再生可能エネルギー導入拡大の取組、③水素エネルギー都市を実現するを基に、本市における具体的な今後の取組について答申をいただきました。この答申書について、短期的に取り組んでいけるものについては政策会議にかけて事業のレベルアップ等を行い、長期的な取組については、次期総合計画や次期環境基本計画との整合性を図りながら、盛り込んでいく

ことを検討していく状況となっております。

続きまして、10ページから17ページをご覧ください。8 重点プロジェクトとして、6つの重点的に取り組むべき施策を示しております。

重点プロジェクトの視点と、計画の進捗管理のため、各重点プロジェクトにモニタリングメニューを設定し、目標に向けて施策の進捗状況を把握することを記載しております。

また、各項目に対する二酸化炭素やエネルギーの削減効果、費用効果をイラストによりわかりやすく記載しております。

少しページが飛びまして、18ページをご覧ください。9 推進体制・進行スケジュールとして上位計画である環境基本計画と共通の体制を示しております。

⑤評価組織といたしまして、環境審議会が府中市地球温暖化対策地域推進計画の評価組織となっておりますので、今後の審議会におきましてご審議いただきます。

以上で、府中市地球温暖化対策地域推進計画についての説明を終わります。

#### 【会長】

事務局から、府中市地球温暖化対策地域推進計画についての説明がありましたが、ご意見・質問がありましたら、お願いします。

#### 【委員】

基本計画書42ページに記載のある「本市の身近な環境について、多くの市民が肯定的な印象を持っており、その理由としては、緑が多い、自然を身近に感じるという回答や公園が多いとの回答が多く、本市に残された自然や緑が豊富であると感じている市民が多いことが分かりました」という内容は正しいものですか。

#### 【事務局】

42ページに記載のあるものは、アンケートの結果となっているので、正しいものになります。

#### 【委員】

解決しました。

#### 【委員】

地球温暖化対策地域推進計画について、3ページに記載のある基準年度は平成2年度のものになっていますが、一方で6ページに記載のある基準年度は平成25年になっています。基準年度は統一したほうがわかりやすいと思いますが、これはどういうことでしょうか。

#### 【事務局】

3ページにつきましては、平成2年度と比較して現状として増えているとお示しして

います。その中で、達成状況が難しいということ、日本の約束草案の決まったことを踏まえ、今度は平成25年度を基準として二酸化炭素を削減していきましようということが6ページに記載しています。

**【委員】**

基準がかわっていることはわかりづらいですね。目標が適正かどうか比較しづらい。

**【委員】**

改定の時に参画したものとして、基準年度を変えるべきではないのではないかという議論はありました。ただ、国全体がこの基準に変えましようと言っている中、府中市だけがこのままではいけないでしょう、変えるしかありませんね、というのが1つ。もう1つは、34年度の数字は平成38年度くらいにならないと出てこない。だいたいの傾向値として、減っていることがわかればいだろうというのがありました。建物を建設すればエネルギーの消費量は増えますし、市民が減るという予測がありましたが、65年間人口が減ったことがない府中市はこれからもしばらくは増え続けると思われるが、国や東京都の予測では今後減っていくでしょうという予測を踏まえて計画を作りました。実際には高めの数字が出てくることもあるかもしれませんが、そうならないようにしないといけません。

**【委員】**

それならばなおさら、基準がかわったことを説明いただかないとわかりづらい説明だと思います。

**【委員】**

1ページの(2)に記載があります。

**【事務局】**

いま委員からありましたとおり、2ページにあります計画の対象の②に日本の約束草案について記載があります。そもそも約束草案とは何かという点は、1ページに記載褪せていただいています。

資料を前もってお渡しできれば質問はなかったかもしれませんが、こちらに記載させていただきます。

**【会長】**

それでは、温暖化計画につきましてはここまでとさせていただきます、(5)府中市生物多様性地域戦略ついて、事務局から説明してください。

**【事務局】**

はい。では続きまして、(5)府中市生物多様性地域戦略について、お配りしました

こちらの資料により説明させていただきます。

平成20年に施行されました生物多様性基本法におきまして、地方公共団体には生物多様性地域戦略を定めることが努力義務化されたことに伴い、東京都では平成24年度に、「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しています。本市ではこれを踏まえ、本市の生物多様性の保全、及び持続可能な利用に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するため、平成27年度から平成31年度（元号変わり 令和元年度）までの5年間を計画期間とする、府中市生物多様性地域戦略を策定しております。

では戦略の概要につきまして資料にてご説明いたします。

まず資料の表紙をご覧ください。

本市では地域戦略の策定以前も市の総合計画、緑の基本計画、環境基本計画などに基きまして、各種施策を実施する中で生物多様性の保全に取り組んでまいりましたが、府中市生物多様性地域戦略では、国でも課題となっている生物多様性の社会における主流化、つまり生物多様性の保全と持続可能な利用という課題を、レベルに関係なく、さまざまな社会経済活動の中に組み込んでいくことについて取り組んでいくという姿勢を明確にしていくことを目的とし策定いたしました。また、戦略の浸透を図る本リーフレットについては、記載内容を要約するなどポイントを絞り込み、市民の皆さまに読んでいただきやすくわかりやすいものとするとともに、実際に行動に移していただくことにつながるものであることを念頭に製作いたしました。

その思いを込めまして戦略の副題を『府中の生物多様性を豊かにするはじめの一歩』とさせていただきます。

副題の下には、生物多様性の定義とその意義について簡潔に示すとともに、本市の特徴的な動植物などの写真を掲載し、本市における生物多様性について表現しています。

つづいて中面お開きいただきまして左のページをご覧ください。

「私たちの暮らしと生きものとの関わり」では、地域の生きもの多様性はその土地固有のものであり、その多様性が少しでも崩れれば、その地域で暮らす人々の暮らしに直接影響してくることを説明し、人と生きものつながり、また地域ごとの生物の多様性がいかに貴重なものであるかを示しています。

次に、「私たちの命と暮らしを支える生物多様性」では、多様な生物の存在が育むものとして、「大気と水」、「食料や燃料などの資源」、「安全で快適な暮らし」、「郷土の風景と文化」の4つを挙げ、それぞれの具体例を示しております。

次に、「生物多様性の4つの危機」では、

「開発など人間の活動による危機」、「人間の自然への働きかけの減少による危機」、「人間により持ち込まれたものによる危機」、「地球環境の変化による危機」の4点を挙げ、それぞれの内容について説明しています。

次に、右側のページをご覧ください。

「府中が目指す姿」では、本市には多様な生きもの生息環境が存在することを認識し、人と生きものが豊かに共

存するまちとなるよう取り組んでいくことを宣言しています。

次に、「府中市の生物多様性への方針と取組」では、本市の生物多様性に関する取組みは、本市の他の計画との整合を図るとともに、市民と協働して実施するものであることを前提としたうえで、計画期間5年間の3つの方針と取組内容を示しています。

方針1は、普及啓発でございまして、本市の自然環境について情報収集と整理を進め、これをもとに、生物多様性の大切さを知っていただく機会を提供していくこととしており、具体的取組としては、武蔵台公園や多摩川などでの自然観察調査の継続的な実施と調査結果の公開、また自然観察会などの啓発イベントの開催などを実施しております。

方針2は、生息空間の保全でございまして、生きものの生息空間の保全とともに外来種への対策などにも取り組むこととし、具体的取組としては、武蔵台公園などの管理指針の作成や外来植物の駆除活動などを実施しております。

方針3は、市民との協働でございまして、生物多様性の取組みは市民団体などと協働により実施していくこととしており、具体的な取組としては、環境保全活動センターの機能拡充を図り、市民・事業者などとの連携を強化することや、研究機関などとの連携を深め人材育成に努めることとしております。

次に、資料が観音開きになっておりますのでお開きいただき、一番左のページをご覧ください。

「生物多様性との付き合い方3つのステップ」では、人と生きものが共存していくためには、生きものとの関わりを知り、生きものについて学び、生きもののために行動することが必要であることを示しています。

次に、「ちょっとしたことで生物多様性」では、上に記載した3つのステップについて、難しいことを始めなければいけないわけではなく、簡単な取組みが生物多様性を豊かにすることにつながることを説明し、「家」、「学校や職場」、「野外」の3つの場面に分けて取組みの例を示しております。

まず「家」においては、「ステップ1知る」として、家族で府中の自然や生きものについて話をしてみることに、「ステップ2学ぶ」では、身近にある植物や昆虫などについて調べてみることに、「ステップ3行動する」では、府中で採れた作物を食べることや植物を育てることなどを紹介しています。

次に、一番右のページをご覧ください。

「学校・職場」においては、「ステップ1知る」として、昔の府中の様子や生活について知ること、「ステップ2学ぶ」では、外来種について学ぶこと、「ステップ3行動する」では、建物の周りの緑化を行うことや校庭や事業所の一角に生きものの空間をつくることを紹介しています。

「野外」においては、「ステップ1知る」として、緑地・河川敷を散歩してみること、「ステップ2学ぶ」では、自然観察会や各種取組に参加すること、「ステップ3行動する」では、野生動物に対するマナーを守ることや、ゴミを捨てない、ゴミを拾うことを紹介しています。

次に、中央のページ（2ページ分のページ）をご覧ください。

「生物多様性を豊かにする主な活動と今後の展開」ということで、府中市緑の基本計画2009において、武蔵台公園周辺、浅間山公園周辺など10の区域を「緑の拠点」と位置づけていることから、本戦略についても、市内全域を戦略の対象地域とするなかで、「緑の拠点」を生物多様性の重点的な地域として位置付けております。この「緑の拠点」を中心に、市内各所で、市民・事業者による様々な活動が行われており、その一例を示すとともに、今後の展開及び市の取組について示しております。

最後に、一度冊子を閉じていただいて、表紙の裏面をご覧ください。

「取組を進めるための推進体制」では、生物多様性の保全に関する取り組みは、市民・事業者・行政それぞれが主体的かつ連携しながら取り組むことが必要不可欠であり、その推進体制については、第2次府中市環境基本計画に準じて図のと通りの体制により取り組むこととしております。

最後に「戦略策定にあたって」では、この戦略は、本市の生物多様性を豊かにするための「第一弾」の取り組みとして「はじめの一步」を踏み出すためのものであること、戦略の期間は5年間とし、府中市緑の基本計画2009に示した「緑の拠点」を中心に取組を進めること、PDCAサイクルを繰り返し、市民の皆様とともに一つひとつできることから取り組むこと、進捗状況をホームページや広報などを通じて市民に公表すること、について示しています。

以上で、府中市生物多様性地域戦略についての説明を終わります。

#### 【会長】

事務局から、府中市生物多様性地域戦略についての説明がありました。ご意見・質問がありましたら、お願いします。

#### 【委員】

見開き、「ちょっとしたことで生物多様性」のについて

#### 【会長】

今聞かれたこととしては、「ちょっとしたことで生物多様性」の何についてですか。

#### 【委員】

「学ぶ」のところで「身近な植物や昆虫などを調べ、記録します。身近な植物や身近にやってくる昆虫、野鳥などの名前や特徴を図鑑などで調べてみましょう。その結果を記録すると、その時その場所に、ある生きものがいたことを示す重要な証拠となります」について、二子玉川のほうでは公園で石の裏にダンゴムシがいて子どもが触れるけどお母さんが触れないということがあったが、そういったところから府中でも環境についてやっていくということでしょうか。

#### 【事務局】

地域の自然への触れ合い方は動物を触れる、昆虫を触れる等色々あると思いますが、

触れ合うことで、こんなものがあるんだ、豊かな生物の多様さがあるんだと知ってもらうのはどうか、ということになります。

**【委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【委員】**

府中の環境78ページ以降に、植物や昆虫の市民ボランティア調査の結果報告がでています。こういった調査をしており、公表しています。こちらも参考にさせていただくとよいと思います。

**【委員】**

府中の環境の102ページにて、多種多様な環境学習を行っているようですが、ほとんどが府中市内です。府中は八ヶ岳山麓に施設をお持ちだと思いますが、これから夏休みの時期に向けて子どもたちに環境学習を進めていただきたいと思っていますがいかがでしょうか。

**【事務局】**

いまやっている事業の紹介になりますが、府中市で行っているカーボンオフセット事業の中身の1つとして、森林間伐体験というものを行っています。ロータリークラブさんに協力をいただき、小学校3年生以上のお子さんを連れて佐久穂町に行き、実際にチェーンソーを使って間伐することで二酸化炭素の吸収につながっていることを学んでもらうとともに、川にいる魚のつかみ取り体験も行っています。

**【委員】**

ぜひともそういった普及啓発活動をお考えいただきたいと思います。

**【委員】**

聞きもらしていたら申し訳ないのですが、生物多様性地域戦略の戦略策定にあたっての上から2つめ「戦略機関を5年間とし」とありますが、今年度は平成31年度になりますが、見直しや延長等の方針はあるのでしょうか。

**【事務局】**

環境基本計画が改定を予定しており、地域戦略は時期環境基本計画に盛り込む方向で検討をしています。環境基本計画策定までの間は、現計画の延長をさせていただく方針です。延長の期間に次のステップに進むためにはどうしたらよいのか、具体的な部分を検討していくこととなります。

**【委員】**

実はベースとなる緑の基本計画が今年の3月出来上がっていたはずでしたが、遅れています。緑の基本計画の内容も踏まえて具体的に検討するのが一番よいと思う。緑の基本計画の委員からは次回の9月の会議には、環境政策課も参加してはどうかという発言があったので、どなたか来ていただけるといいかもしれません。緑の基本計画が出来上がったから、市として生物多様性をどうしていくのか議論をしていく必要があるかもしれません。

**【事務局】**

詳しい補足をありがとうございます。緑の基本計画との整合性をとりながら進めてまいります。

**【委員】**

見開きにある府中市の地図の中に、多磨霊園が入っていないのはなぜですか。都としては多磨霊園を重視しているエリアだと思いますが。

**【事務局】**

多磨霊園に関しては緑も多く野鳥も集まるエリアですが、こちらの図はみどりの基本計画に掲載されている緑の将来構造図を用いています。いま委員からありましたとおり、改定作業を行っているため、改定後の内容を反映させます。

**【委員】**

多磨霊園は入っていません。

**【委員】**

浅間山公園とつながっているのでは。

**【事務局】**

そうですね。

**【委員】**

そこだけ外れていると、あれ、という感じになりますけれども。

**【委員】**

この地図は、水と緑のネットワークという切り口で表記されています。水と緑のネットワークというものは、国土交通省が提唱しているワードで公園法に基づく公園を対象としている経緯があるため、多磨霊園は入っていません。もう一つは検討協議会で例外的にやろうとしていたものとして、農工大さんの緑が素晴らしいため対象となるよう緩和しようと検討しています。その中で多磨霊園は、自由に24時間365日出入りがで

きるということではないので、原則はダメ、府中市がお金を出したり支援できる場所はよいが、そうではないものは、指定しても変わってしまう可能性があるので入れていません。私は可能な限り検討協議会を傍聴させていただいているため、審議会の委員の方も傍聴にいていただければある程度姿が見えてくるかもしれません。

**【会長】**

私から見れば、市町村レベルで地域戦略を作っているのはすばらしいと思っています。

**【委員】**

7月21日にオリンピックのロードレースのプレ大会があるが海外の人たちに向けてPRしてみたらいいのではないかと思います。

**【事務局】**

プレ大会のほか、ラグビーワールドカップ、オリンピック、パラリンピックもあるので、いらっしゃる方に向けて環境に関する市の姿勢も示していけたらいいと思う。

**【会長】**

パンフレット自体は誰でも見られる状態になっていますか。

**【事務局】**

お配りしています。

**【委員】**

課長の発言の補足になりますが、21日にプレ大会をやるが、環境面という意味で、政策課が自治会へお願いをして、沿道にごみがないように一生懸命清掃活動をしていただいています。オリンピックと環境は、小さいかもしれませんが、こういうところでもつながっています。

**【会長】**

時間もありますので、生物多様性地域戦略についてはここまでとさせていただきます。「7 その他」について、事務局から何かございますか。

**【事務局】**

会議録の取扱いでございますが、会議録を各委員に確認いただいたうえで、市政情報公開室、図書館、および、市ホームページなどで公開させていただきます。その際に、会議録の公開範囲に関して、「全文を公開するのか、要約して要旨を公開するのか。」また、会議中に発言した方の委員名に関して、「個人名を記載するのか、伏せて公開するのか。」の2点について、ご審議をお願いいたします。なお、参考としまして、今までの環境審議会の事例としましては、前期の環境審議会で

は、会長、副会長、事務局はそのままの表記とし、各委員の皆様につきましては、「委員」という表記とし、個人名を伏せて、議事要旨として公開させていただいておりますが、いかがでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【事務局】**

ありがとうございます。2点目といたしまして、8月11日号広報ふちゅうで、環境審議会委員の選任についての内容を掲載させていただく予定ですので、ご承知お祈いします。

最後に、3点目といたしまして、今後の審議会開催通知、会議録の確認などの連絡は、会長名で各委員に送付させていただきますので、よろしくお祈いします。もし可能であれば、Eメールにて通知等を送付させていただきたいと考えております。Eメールでの送付が難しい方がいらしたら、郵送とさせていただきます。

大変お手数をおかけいたしますが、Eメールアドレスを事務局にお知らせくださいますようお願いいたします。

**【会長】**

それでは、本日の環境審議会はこれにて終了といたします。

**【事務局一同】**

ありがとうございました。

以上